

労務管理講座 ④3

育児・介護休業法について (3)

メンターネットワーク
社会保険労務士
小森谷 一恵

前回および前々回は育児休業と介護休業についてお話しまいりました。今回は、育児・介護に関連するその他の措置について育児・介護休業法に定める事項をご紹介しますまいしゅう。

その他の措置としては、次の制度があげられます。

子の看護休暇の措置

深夜業の制限の措置

時間外労働の制限の措置

勤務時間の短縮等の措置

事業主が講ずるよう努力すべき措置

1. 子の看護休暇の措置

小学校入学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、原則として事業主に申し出ることにより、1の年度において5労働日を限度として、負傷または疾病にかかった子の世話をを行うための休暇(子の看護休暇)を取得することができます。

ただし、日々雇用される者(日雇労働者)は、法律上適用除外となっています。また労使協定により、次の者が子の看護休暇から適用が除外されています。

勤続年数が6ヵ月未満の者

1週間の所定労働日数が2日以下の者

なお、子の看護休暇の年度とは、事業主が特に定めない場合は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとされます。

また、子の看護休暇については、年次有給休暇の時季変更権のように事業主が取得日を変更する権限は、認められていないので、業務の繁忙等を理由にその取得を拒むことはできません。

2. 深夜業の制限の措置

事業主は、小学校就学に始期に達するまでの

子を養育する労働者または要介護状態にある対象家族を介護する労働者が、次のいずれにも該当せず、子の養育や対象家族の介護のため請求した場合は、午後10時から午前5時までの間労働させることはできません。

勤続年数1年未満の者

深夜に常態として子を保育または対象家族を介護することができる同居家族がいる者

1週間の所定労働日数が2日以下の者

所定労働時間の全部が深夜にある者

深夜業の制限の請求は、制限期間(その期間中は深夜労働させないこととなる一の期間、1ヵ月以上6ヵ月以内で設定する)について、その初日(制限開始予定日)と末日(制限終了予定日)を明らかにして制限開始予定日の1ヵ月前までに行うことが必要です。

3. 時間外労働の制限の措置

事業主は、小学校就学に始期に達するまでの子を養育する労働者または要介護状態にある対象家族を介護する労働者が、次のいずれにも該当せず、子の養育や対象家族の介護のため請求した場合は、制限時間(1月について24時間、1年について150時間)を超えて労働時間を延長することはできません。

勤続年数1年未満の者

その子の親で常態として子を養育できるもの
がいる者

1週間の所定労働日数が2日以下の者

時間外労働の制限の請求は、制限期間(その期間中は時間外労働させないこととなる一の期間、1ヵ月以上1年以内で設定する)について、その初日(制限開始予定日)と末日(制限終了予定日)を明らかにして制限開始予定日の1ヵ月前までに行うことが必要です。

今回は、勤務時間の短縮等の措置および事業主が講ずるよう努力すべき措置について、ご紹介いたします。

法人協会ニュース

協会の「新たなビジョン」骨子策定につき、ご意見お寄せ下さい

皆様ご承知のとおり、今春より進めてきた「新たなビジョン」の作成に際し、正副会長、三委員会正副委員長で組織されるビジョンプロジェクトチームに、都道府県農業法人組織会長より推薦されたワーキングスタッフを加え、検討を重ねてまいりました。その結果、「新たなビジョン」の骨子案を作成しました(ビジョンの骨子については、協会HPよりご覧頂けます)。

このビジョン骨子案に対するご意見・ご要望がございましたら、12月15日(金)までに都道府県農業法人組織事務局までお寄せ下さい。

今後、各県からお寄せいただいたご意見を踏まえ、再度、ビジョンプロジェクトチームで検討のうえ骨子を確定させ、それに基づきビジョン案の検討・作成を行っていききたいと思います。

皆様のご意見をお待ち申し上げます！

食料・農業・農村政策審議会が開催 ～食糧部会・施策部会～

11月20日に施策部会にて北海道 駒谷委員が、また24日には食糧部会にて秋田 藤岡委員が参加しました。施策部会において駒谷委員は食糧自給率向上の観点からも、生産物を無駄にしない加工機械開発助成の可否や、鳥獣害対策などについてお話をされました。また食糧部会では事務局から「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の案が示されました。藤岡委員は過剰在庫に対する危機感、くず米の流通量把握などについてご意見を述べられました。

やまと凛々アグリネット」視察研修会 富山にて開催されました

協会の女性経営者等のネットワーク「やまと凛々アグリネット」が、11月27日・28日に、富山にて行われました。

富山県の島哲雄会長もご挨拶にお越し頂き、会員である(有)食養の杜とやまをご訪問いたしました。同社の松村文子社長から、事業の内容や会社の沿革などについてお話を頂きました。

同社では未精白米をベースとしたこだわり食材によるお弁当と、それらを用いた給食などを展開されています。

「食」の基本は「穀類を中心とした穀菜食」であるとし、それが身体面、精神面、そして生命力に対しても強い影響力を有するという考えから「食養(たべよう)」という言葉を社名に冠したとのことです。



交流会には、農林漁業金融公庫の高木総裁もご参加頂き、様々な情報を交換する貴重な場となりました。

「やまと凛々アグリネット」では、より多くの方にご参加頂き、研鑽や情報ネットワークの環を広げていきたいと考えています。女性農業者の方、是非一度ご参加下さい。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

NPO法人農業情報総合研究所 第2回農業シンポジウム開催のお知らせ

大学生農業ユニット「農業戦隊」に参加する大学生と社会人で発足したNPO法人がシンポジウムを開催します。第2回のテーマは、「農業ビジネスと企業～企業による農業ビジネスへの進出と関与の効果～」若い衆が頑張っているようです。ご参加ご希望の方はお早めに下記までご連絡をお願いします。

日時 12月2日(土)14:00～18:00

場所 ちよだプラットフォームスクウェア

会費 社会人3000円 大学生1000円

お問合せ E-MAIL: info@agranger.jp

アグリビジネス経営塾 第318号

本紙に関するお問合せは下記までお願いします。

社団法人日本農業法人協会

(HP <http://www.hojn.or.jp/>)

TEL:03-5156-0365/ FAX:03-5156-0366

MAIL: juku@hojn.or.jp

©(社)日本農業法人協会 2006

本紙掲載記事の無断転載を禁じます。